

令和元年 7月 22日

清水町議会議長 加 来 良 明 様

清水町議会総務産業常任委員会  
委員長 奥 秋 康 子

## 所管事務調査について

常任委員会活動として行う所管事務調査について、このたび調査を終えたので、その結果を下記のとおり報告いたします。

記

1. 調査事項 防災について

2. 調査期日 令和元年 7月 16日

3. 調査の結果

本町では、平成 28 年台風 10 号災害、平成 25 年には震度 5 弱の地震を記録するなど、過去には幾度となく台風、大雨や地震などの自然災害に見舞われてきた。本委員会では、避難情報等を確実に伝える情報伝達手段の構築のために更新される清水町防災行政無線の整備と、「避難勧告等に関するガイドライン」の改定の概要について、担当課から説明を受けて調査を実施した。

### 【防災行政無線】

防災行政無線の整備内容は、親局整備（役場）1 局、再送信局（御影鉄南公園）1 局、簡易中継局（渋山ファームポンド）1 局、遠隔

制御設備（御影支所）1台、戸別受信機4,200台、屋外拡声子局（10局）で、181,500千円の事業費となっている。屋外拡声子局（屋外用スピーカー）の設置場所は、有明公園、東地域集会所、栄公園、清水町児童館、西文化児童遊園地、神居福祉館、御影中学校、御影大成、御影小学校、御影鉄南公園の10か所であり、現在と同じ位置となる。

機能の概要は、親局からの定時放送、緊急放送、Jアラート（全国瞬時警報システム）との自動連携による放送を実施する予定となっている。戸別受信機では、緊急放送時には大音量による自動放送が行われるとともに、録音機能もあるため聞き逃した場合でも再生して聞くことができる。また、聴覚障がいのある方等へは文字表示装置を併せて配布する予定となっている。

戸別受信機の配布対象は、町内に居住する世帯（住民登録を問わず）、町内の希望する事業所、公共施設及び関係機関などに無償で貸し出す予定となっている。

防災行政無線の運用方法は、平常時は行政情報等を放送し、緊急時は気象情報や避難情報を放送する。停電時の対応は、昨年度役場庁舎に非常用発電機を設置したので、自家発電による放送ができるようになっており、戸別受信機も電池により作動する。工事のスケジュールは、年内に放送設備の設置を行い、戸別受信機の配布時期は、本年12月に農村部から始まり、来年3月までには全戸に配布を終える予定となっている。

### 【避難勧告等に関するガイドラインの改定】

内閣府（防災担当）による「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（本年3月）では、住民は「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるとの方針が示された。自治体や気象庁等から発表される防災情報を用いて住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の「警戒レベル」を明記して防災情報が提供されることとなり、本年6月頃より運用が開始されている。

具体的には、水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、国や都道府県が出す防災気象情報が 5 段階の「警戒レベル」として整理されている。

警戒レベル 5 は市町村が発令する「災害発生情報」とされ、命を守るための最善の行動をとることとされている。

警戒レベル 4（全員避難）は市町村が発令する「避難勧告、避難指示（緊急）」とされ、速やかに避難先へ避難し、公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難することとされている。

警戒レベル 3（高齢者等は避難）は、市町村が発令する「避難準備・高齢者等避難開始」とされ、避難に時間要する人（高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難をし、その他の人には避難の準備を整えることとされている。

警戒レベル 2 は、「洪水注意報、大雨注意報等」（気象庁が発表）とされ、避難に備えハザードマップ等により自ら避難行動を確認することとされている。

警戒レベル 1 は「早期注意情報」（気象庁が発表）とされ、災害への心構えを高めることとされている。

このような「警戒レベル」を用いた避難情報等が発令されることにより、避難のタイミングを住民に周知することで、速やかに全員避難を行い、逃げ遅れを防ぐものである。

## 【総括】

平成 28 年台風 10 号災害の際には、大雨のため防災無線や広報車からの放送が聞き取れない等の状況であったが、戸別受信機の整備により屋内で情報を得ることができ、緊急時には大音量による自動放送ができるなど、気象情報や避難情報は確実に伝えることが可能となる。

町内の自主防災組織の結成については本年 4 月現在で 50% を超えたとのことであるが、今後においても引き続き組織化を進めるとともに、活動内容の充実にも努めていきたいとの説明を受けた。

防災においては“自らの命は自ら守る”の住民意識が大切であるが、時が経てば過去のことは忘れがちになってしまい防災意識も薄れていくものである。過去を忘れないように、行政として防災マップの周知や避難訓練の継続など、住民の意識が高まるよう、防災対策の充実強化に向けての取組みを期待し、所管事務調査の報告とする。